

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年1月28日現在

目次

● 相談窓口

- No.1 受診・相談センター(コールセンター)
- No.2 聴覚や言語に障害がある方の健康相談窓口
[受診・相談センター(コールセンター)]
- No.3 新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター
- No.4 宮城県新型コロナウイルスワクチン副反応
相談センター
- No.5 新型コロナウイルス感染症に関する
こころの電話相談 (はあとライン・ナイトライン)
- No.6 仙台いのち支えるLINE相談
- No.7 暮らし支える総合相談
- No.8 外国語(多言語)による情報発信
- No.9 みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル
- No.10 仙台市市民相談【人権相談】
- No.11 新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン
- No.12 労働相談

● 生活支援

- No.13 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)
- No.14 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等
定着促進事業に係る検査
- No.15 感染拡大傾向時の一般検査
- No.16 低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金
- No.17 子育て世帯への臨時特別給付金
- No.18 新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金
- No.19 雇用保険の基本手当における
給付日数の延長に関する特例
- No.20 職業相談・紹介、職業訓練の申込
雇用保険失業給付等の手続きについて
- No.21 仙台市若者就労・定着支援事業
- No.22 仙台市就職氷河期世代就職支援事業
- No.23 無料職業紹介事業
- No.24 就職活動中の学生等向けのオンライン相談

- No.25 オンラインによる就職活動を行う
学生を対象としたスペースの無償
貸し出し
- No.26 生活福祉資金貸付制度における
緊急小口資金の特例貸付
- No.27 生活福祉資金貸付制度における
総合支援資金の特例貸付
- No.28 新型コロナウイルス感染症
生活困窮者自立支援金
- No.29 住民税非課税世帯等への
臨時特別給付金
- No.30 冬季生活助成金
- No.31 市営住宅の一時提供
- No.32 生活困窮者自立支援制度による
生活・就労支援
- No.33 住居確保給付金
- No.34 生活保護
- No.35 高齢者の健康維持
- No.36 定期予防接種の特例制度
- No.37 就学援助制度

学生向け
メニュー

- No.38 高等教育の修学支援新制度
- No.39 学生等の学びを継続するための
緊急給付金
- No.40 緊急採用・応急採用
(第一種奨学金・第二種奨学金)
- No.41 奨学金の減額返還
- No.42 奨学金の返還期限猶予

● 公共料金

- No.43 水道料金・下水道使用料の支払い猶予
- No.44 ガス料金の支払い相談

● 税金

No.45 市税の納税猶予

No.46 個人市県民税の減免

No.47 国税の納税猶予

No.48 県税の納税猶予

● 社会保障

No.49 国民健康保険料の減免

No.50 後期高齢者医療保険料の減免

No.51 介護保険料の減免

No.52 国民年金保険料の免除・納付猶予

No.53 国民健康保険傷病手当金

No.54 後期高齢者医療傷病手当金

No.55 要介護認定期間の合算

No.56 障害支援区分認定有効期間の延長

● 家庭学習支援

No.57 おうちでチャレンジ・ラボ,
中学生向け理科学習動画,
小学生向け理科学習動画

No.58 子どもの家庭学習(食育)支援

● 子育て支援

No.59 妊婦の方に向けた情報提供

No.60 新型コロナウイルスの感染拡大で
不安を抱える妊産婦の電話相談窓口

No.61 不安を抱える妊婦の方への
出産前新型コロナウイルス検査

No.62 不妊に悩む方への特定治療支援に係る
年齢要件の緩和

No.63 仙台市母子・父子家庭医療費助成
新型コロナウイルス感染症による特例措置

No.64 仙台市子ども医療助成新型コロナ
ウイルス感染症による特例措置

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
1	相談窓口		○	○	受診・相談センター（コールセンター）	発熱等の症状がある方は、かかりつけ医または「受診・相談センター（コールセンター）」にご相談ください。	電話にてご相談を受け付けます。右記の問い合わせ先へご連絡ください。	TEL：022-398-9211 （24時間受付） 多言語対応を実施しています。 ○英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語 （24時間受付） ○タイ語・ネパール語・ベトナム語・ロシア語・タガログ語・インドネシア語・ヒンディー語 （平日 8：30～18：00受付）
2			○	○	聴覚や言語に障害がある方の健康相談窓口 〔受診・相談センター（コールセンター）〕	聴覚や言語に障害がある方からの健康相談をファクス、メールでお受けしています。（聴覚や言語に障害のある方を対象にしていますので、対象外の方は電話での相談をお願いします）。	電話にてご相談を受け付けます。右記の問い合わせ先へご連絡ください。	FAX：022-200-2965 （24時間受付） メール：sodan-corona@medi-staffsup.com （毎日 8：30～17：15） ※お急ぎの方は、ファクスをご利用ください。
3				○	新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター	新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問い合わせをお受けします。	電話にてご相談を受け付けます。右記の問い合わせ先へご連絡ください。	TEL：0120-39-5670 （受付時間 8：30～19：00） ※土日祝日も受付 多言語対応を実施しています。 ○英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語
4			○		宮城県新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター	ワクチン接種後の体調変化に関する電話相談（副反応の相談）をお受けします。	電話にてご相談を受け付けます。右記の問い合わせ先へご連絡ください。	TEL：050-3615-6941 （受付時間 8：45～17：15） ※土日祝日も受付 多言語対応を実施しています。 ○英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語（毎日） ○タイ語・ネパール語・ベトナム語・ロシア語・タガログ語・インドネシア語・ヒンディー語（平日のみ） 聴覚や言語に障害のある方用の問い合わせ FAX：022-200-2932 メール：m-side-reaction@medi-staffsup.com
5				○	新型コロナウイルス感染症に関するところの電話相談（はあとライン・ナイトライン）	新型コロナウイルス感染症に関するところの相談をお受けしています。 ・匿名で相談可能です。 ・新型コロナウイルス感染症に限らず一般的な心の悩みについてのご相談もお受けしています。	電話にてご相談を受け付けます。右記の問い合わせ先へご連絡ください。	・はあとライン TEL：022-265-2229 （平日 10：00～12：00、13：00～16：00） ・ナイトライン TEL：022-217-2279 （年中無休 18：00～22：00）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
6	相談窓口			○	仙台いのち支えるLINE相談	SNSを活用し、新型コロナウイルス感染症を背景とした問題を含む、様々な困りごとや悩みに応じた相談対応や、適切な相談窓口の紹介を行います。	・受付日時：日曜・月曜・祝日・祝翌日午後6時～9時 ・利用方法： ①ウェブサイトを使う場合 ・下記の市ホームページ「仙台いのち支えるLINE相談」にアクセスしてください。 ・ページ内にある「仙台いのち支えるLINE相談」に相談するのボタンをクリックしてください。 ②LINEアプリを使う場合 ・アカウントのID検索で、LINE公式アカウント「仙台いのち支えるLINE相談」を検索してください（アカウントID「@083xfyxn」） ・相談受付時間内にメニューの「相談する」ボタンをタップしてください。 市ホームページ「仙台いのち支えるLINE相談」 https://www.city.sendai.jp/shogaihoken/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/sodan/sendainochisasaerulinesoudan.html	健康福祉局障害者支援課 TEL：022-214-8165
7				○	暮らし支える総合相談	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活上の様々な困りごとを抱える市民の方を対象に、その内容に応じて弁護士や臨床心理士、社会保険労務士、司法書士等の専門家が相談に応じ、問題の解決に向けたアドバイスを行います。また、専門家のアドバイスを踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援を行います。	ご相談は予約制となります。電話にてお申し込みください。 市ホームページ「暮らし支える総合相談」 https://www.city.sendai.jp/shogaihoken/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kurashisaeru.html	（一社）パーソナルサポートセンター TEL：022-395-8865 （平日 9：00～18：00）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
8	相談窓口			○	外国語（多言語）による情報発信	市ホームページ及び（公財）仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイトにおいて、新型コロナウイルス感染症に関連した情報を外国語（多言語）で提供しています。 仙台多文化共生センター（運営：（公財）仙台観光国際協会）において、新型コロナウイルス感染症に関連する生活支援施策等の情報提供や専門の相談窓口の紹介、通訳支援を行っています。	市ホームページ新型コロナウイルス感染症特設ページ内「外国語翻訳ページ（Information Regarding COVID-19）」 https://www.city.sendai.jp/koryu/foreignlanguage/jp/news/coronavirus.html （公財）仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイト http://int.senia-sendai.jp/j/ 仙台多文化共生センターウェブサイト http://int.senia-sendai.jp/j/exchange/index.php	・文化観光局交流企画課 TEL：022-214-1252 ・（公財）仙台観光国際協会国際化事業部 TEL：022-268-6260 ・仙台多文化共生センター TEL：022-265-2471
9			○		みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。感染者やその関係者の方々が差別や偏見、誹謗中傷などにさらされる事例が見受けられることから、電話相談をお受けしています。社会福祉士が相談に応じ、必要に応じて、法務局や労働局、警察、弁護士会などの関係機関の窓口をご紹介します。 【対象者】 宮城県内において新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷等の被害を受けている方及びその関係者など		TEL：090-1552-1477 （平日 9：30～16：30）
10				○	仙台市市民相談【人権相談】	各区役所において、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別等、偏見やいじめについての相談を人権擁護委員が行っています。	青葉区：第2・4水曜10～15時 宮城野区：第1・3木曜10～15時 若林区：第2・4木曜10～15時 太白区：第1・3火曜10～15時 泉区：第1・3水曜10～15時	・市民局広聴課 TEL：022-214-6132 ・各区役所区民生活課 （最終ページ下部の連絡先参照）
11		○			新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン	新型コロナワクチン詐欺に関する相談を受け付け	受付時間：10時～16時（土日祝日含む）	フリーダイヤル0120-797-188

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
12	相談窓口	○	○		労働相談	新型コロナウイルス感染症の影響によるさまざまな労働に関する問題について、県民の方からの相談をお受けしています。	詳しくは相談窓口へお問い合わせください。	・宮城労働局 雇用環境・均等室 TEL：022-299-8844 ・仙台労働基準監督署 TEL：022-299-9075 ・ハローワーク仙台 TEL：022-299-8811 ・宮城県労働委員会事務局審査調整課 TEL：022-214-1450 (いずれも平日 8：30～17：15)
13	生活支援	○			海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)	厚生労働省と経済産業省では、国際的な人の往来が部分的・段階的に再開される中、ビジネス渡航者等が渡航先国の要請に応じた新型コロナウイルス検査証明を円滑に取得できるよう、ウイルス検査が可能な医療機関を検索・比較・オンライン予約ができるサービスを無償で提供しています。ビジネス目的以外の渡航者もご利用いただけます。また日本人・在留外国人の方ともにご利用可能です。	TeCOTポータルサイトよりご利用ください。 https://www.tecot.go.jp/	TeCOTコールセンター渡航者等ナビダイヤル TEL：0570-039656 (IP電話等から：03-6830-8027) (受付時間 9：00～17：00)
14		○	○		ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業に係る検査	飲食、イベント、旅行・帰省等の社会経済活動を行うために新型コロナウイルス感染症のPCR検査等を要する方を対象とした無料の検査を実施しております。 【実施象期間】 令和4年3月31日まで 【対象者】 飲食、イベント、旅行・帰省等の社会経済活動を行うために新型コロナウイルス感染症のPCR検査等を要する無症状の方※本人確認のための身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）及び受検目的を証する書類等（チケット、予約票、切符等の活動の概要と日付が分かるもの）又は申立書をお持ちください。	対象者は、宮城県より登録を受けた事業者において、無料でPCR検査等を受けることができます。登録事業者やその他詳しくは宮城県及び内閣官房ホームページをご覧ください。 宮城県ホームページ： 「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業について」 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikisom/vtp/vtp.html 内閣官房ホームページ： 「国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復」 https://corona.go.jp/package/	宮城県復興・危機管理総務課

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
15	生活支援		○	○	感染拡大傾向時の一般検査	感染拡大傾向時等において、知事の判断により、感染の不安がある無症状の方を対象とした無料の検査を実施します。 【実施期間】 県知事の判断で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく検査受検の要請が行われた期間 ※令和4年1月28日現在では、令和4年2月28日までの実施期間となっております。以降の実施に関しては、宮城県ホームページをご確認ください。 【対象者】 感染リスクが高い環境にある等のため、感染不安を感じる無症状の方（宮城県内に住民票を有する方） ※本人確認のため、住所の確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。	対象者は、宮城県より登録を受けた事業者において、無料でPCR検査等を受けることができます。登録事業者やその他詳しくは宮城県ホームページをご覧ください。 宮城県ホームページ： 「感染拡大傾向時の一般検査事業について」 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/m-kensa_ippan.html#jyukennsya	宮城県疾病・感染症対策課感染症対策班 TEL：022-211-2632
16			○		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	新型コロナウイルス感染症による影響を受けている低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯の生活を支援するため、児童1人当たり5万円の給付金（一時金）を支給します。 1. ひとり親世帯分 【対象者】下記①～③のいずれかに該当する方 ①令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方 ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方 ※児童扶養手当の支給制限限度額未満になっている方 ③新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給制限限度額未満になっている方 2. ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分 【対象者】下記①②の両方に該当する方 ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害がある場合は20歳未満）の養育している方（令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。） ②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または令和3年度1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方	1. ひとり親世帯分 ①に該当する方は、申請不要で、支給となります。それ以外の方は申請が必要です。申請書の提出先は、お住まいの区の区役所・総合支所です。 2. ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分 令和3年度住民税（均等割）が非課税で令和3年4月から令和4年3月までのうち1月でも児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けたことがある方は、申請不要で、支給となります。それ以外の方は申請が必要です。申請書の提出先は、お住まいの区の区役所・総合支所です。	子供未来局子供保健福祉課 TEL：022-214-2134 厚生労働省 コールセンター TEL：0120-400-903 （平日 9：00～18：00）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
17	生活支援	○		○	子育て世帯への臨時特別給付金	子育て世帯を支援するため、児童1人当たり10万円の給付金を支給します。 【要件】 下記の①養育要件のア～オのいずれかに該当し、かつ②所得要件に該当する平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれの児童を養育している方（里親の方、児童福祉施設等の設置者も対象となります。） ①養育要件 ア 仙台市から令和3年9月分の児童手当が支給されている方（公務員以外） イ 所属庁から令和3年9月分の児童手当が支給されている方（公務員） ウ 令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童のみを養育する父母等のうち、令和2年の所得が高い方 エ 令和3年9月1日以降に生まれた児童について、仙台市から令和3年10月分以降の児童手当が支給されている方（公務員以外） オ 令和3年9月1日以降に生まれた児童について、所属庁から令和3年10月分以降の児童手当が支給されている方（公務員） ②所得要件 支給対象者の令和2年の所得が、児童手当の所得制限限度額未満の方（※世帯の合算ではなく、保護者それぞれについて単独の所得で判定します。）	左記①養育要件のア、エに該当する方は申請が不要です。 イ、ウ、オに該当する方は原則郵送での申請（申請受付期間：令和4年1月4日～令和4年2月28日必着）が必要です。詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。 参考：市ホームページ 「国制度 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」 https://www.city.sendai.jp/kodomo-kyufu/kosodatesetai_rinji_tokubetukyuufu3.html 内閣府ホームページ https://www5.cao.go.jp/keizai1/kosodatesetaikyufu/index.html	・仙台市子育て世帯臨時特別給付金コールセンター TEL：022-200-2609 (8：30～18：00) ・国 子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL：0120-526-145 (9：00～20：00)
18		○			新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルスの影響により休業を求められた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。申請開始日は休業した期間の翌月初日です。 【対象者】 ①令和3年4月1日～令和4年3月31日までに事業主が休業させた中小企業の労働者 ②令和3年4月1日～令和4年3月31日までに事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した大企業のシフト労働者等 【申請期限】 休業期間が令和3年4月～12月→令和4年3月31日まで 休業期間が令和4年1月～3月→令和4年6月30日まで	郵送またはオンライン上で申請してください。 労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能です。 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 (平日 8：30～20：00、土日祝 8：30～17：15)

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
19	生活支援	○			雇用保険の基本手当における給付日数の延長に関する特例	新型コロナウイルス感染症等の影響により離職を余儀なくされた方等について、雇用保険の基本手当における給付日数を原則60日（一部30日）延長する措置を講じています。	詳しくは、最寄りのハローワークへご相談ください。 参考：厚生労働省リーフレット「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した給付日数の延長に関する特例について」 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655461.pdf	ハローワーク仙台 TEL：022-299-8811
20		○			職業相談・紹介、職業訓練の申込、雇用保険失業給付等の手続きについて	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業された場合等は、管轄のハローワークにご相談ください。	詳しくは、ハローワーク仙台へご相談ください。 （ハローワーク仙台管轄区域：仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町）	ハローワーク仙台 TEL：022-299-8811
21				○	仙台市若者就労・定着支援事業	コロナ禍により就職が困難な状況に置かれた新卒者や内定の取消しを受けた方、非正規雇用で働いている方や職を失った方等で20歳から34歳までの方を対象に、就職支援研修、マッチングイベントの開催等により就職支援・定着支援を行います。	詳しくは、事業委託先にお問い合わせください。 参考：ホームページ 仙台市若者就労・定着支援事業「ワークテラス仙台」 https://workterrace-sendai.jp/	（運営）事業委託先 パーソルテンプスタッフ株式会社 TEL：022-217-2120
22				○	仙台市就職氷河期世代就職支援事業	概ね35歳から50歳までの就職氷河期世代で正規雇用を希望しながらも非正規雇用となっている方や、新型コロナウイルス感染症の影響での失業された方を対象に、就職支援研修・マッチングイベントの開催等により、正規雇用につながる就職支援を行います。	詳しくは、事業委託先にお問い合わせください。 参考：ホームページ 仙台市就職氷河期世代就職支援事業「なるっちゃ！正社員！」 https://www.sendai-shine.jp/	（運営）事業委託先 株式会社パソナ パソナ・仙台 TEL：0120-740-122
23				○	無料職業紹介事業	求職者と宮城県内の求人企業とのマッチングや、キャリアコンサルティングを実施しています。	詳しくは、仙台市産業振興事業団にお問い合わせください。 参考：ホームページ「ジョブ・スタ せんだい」 https://www.siip.city.sendai.jp/jobsta/	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL：022-724-1116
24				○	就職活動中の学生等向けのオンライン相談	新型コロナウイルスの感染予防対策の一環として、キャリア・コンサルティング（しごとに関する個人向け相談窓口）をオンライン方式でもご利用いただけます。		
25				○	オンラインによる就職活動を行う学生を対象としたスペースの無償貸し出し	新型コロナウイルスの感染拡大防止措置として企業の採用活動がオンラインにシフトしてきていることから、就職活動をしている方向けに、オンライン就活用の会場を無料で貸し出しています。		

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
26	生活支援		○		生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付	新型コロナウイルスの影響を踏まえ、休業等により生計を維持するために一時的に生活福祉資金の貸付が必要となる世帯の方々に、緊急小口資金の特例貸付を行います。 【償還免除について】 借受人及び世帯主が、令和3年度または令和4年度のいずれかが住民税非課税である場合、一括して償還免除となります。 《申請期限：令和4年3月末日まで》	詳しくは、仙台市社会福祉協議会へお問い合わせください。 参考：市ホームページ https://www.city.sendai.jp/chiikifukushi/seikatuhukusi/sikintokurei/tokurei.html	仙台市社会福祉協議会 070-1398-1681／070-3105-3485 080-9190-5476／090-6088-4507 080-9190-2546／080-7998-2206 080-4478-5025／090-6071-5795 (平日 9：00～16：00)
27			○		生活福祉資金貸付制度における総合支援資金の特例貸付	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯の方々に、総合支援資金の特例貸付を行います。 【償還免除について】 借受人及び世帯主が、令和3年度または令和4年度のいずれかが住民税非課税である場合、一括して償還免除となります。 《申請期限：令和4年3月末日まで》	詳しくは、仙台市社会福祉協議会へお問い合わせください。 参考：市ホームページ https://www.city.sendai.jp/chiikifukushi/seikatuhukusi/sikintokurei/tokurei.html	仙台市社会福祉協議会 070-1398-1681／070-3105-3485 080-9190-5476／090-6088-4507 080-9190-2546／080-7998-2206 080-4478-5025／090-6071-5795 (平日 9：00～16：00)
28				○	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	社会福祉協議会で行っている緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯の方で、下記の要件を満たす世帯の方々へ支援金の給付を行います。 【要件】 ・収入が①②の合算額を超えない ①市町村民税均等割非課税額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準 ・預貯金が上記①の6倍以下であること（ただし100万円以下） ・次の①か②のいずれかにあたること。 ①公共職業安定所等に求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと ア）月1回以上、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてつぷ」の面接等の支援を受ける イ）月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける ウ）原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける ②生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること	原則、郵送での申請。 申請書等は市のHPからダウンロードできます。 申請に関するご質問は事務センターにお問い合わせください。	仙台市新型コロナウイルス感染症自立支援金事務センター TEL：022-748-5245/022-748-5246 厚生労働省 コールセンター TEL：0120-46-8030 (平日 9：00～17：00)

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
29	生活支援		○	○	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付します。 【対象者】 ①基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。（※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。） ②生活保護世帯 ③①②のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）	参考：内閣府ホームページ https://www5.cao.go.jp/keizai/hikazei/index.html 市ホームページ https://www.city.sendai.jp/shakai-kanri/r3_rinjitokubetukyuuhtml	・臨時特別給付金等専用ダイヤル（コールセンター） TEL：0120-489-048 （平日 8：30～19:00 2月中のみ土曜・日曜・祝日も9:00～17：00で受付） ・相談窓口 場所：仙台市青葉区一番町4-7-17 SS仙台ビル9階 （平日 8：30～17:00 2月中のみ土曜・日曜・祝日も9:00～17：00で受付） ※各区役所及び総合支所にも相談窓口を設置します。 （平日8：30～17：00） ・国 子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター TEL：0120-526-145 （9：00～20：00）
30				○	冬季生活助成金	エネルギー価格高騰による影響が特に大きい生活困窮者世帯への支援として、灯油購入費等を助成します。 【対象者】 ①基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。） ②生活保護世帯 ③①、②のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯） ※高齢者福祉施設や障害者福祉施設等、冬季暖房燃料費助成金（福祉施設等向けに別途支給予定）の対象となる施設に入所している方は、原則として冬季生活助成金の対象外となります。 【支給額】 1世帯あたり5千円	市ホームページ https://www.city.sendai.jp/shakai-kanri/r3_rinjitokubetukyuuhtml	・臨時特別給付金等専用ダイヤル（コールセンター） TEL：0120-489-048 （平日 8：30～19:00 2月中のみ土曜・日曜・祝日も9:00～17：00で受付） ・相談窓口 場所：仙台市青葉区一番町4-7-17 SS仙台ビル9階 （平日 8：30～17:00 2月中のみ土曜・日曜・祝日も9:00～17：00で受付） ※各区役所及び総合支所にも相談窓口を設置します。 （平日8：30～17：00）
31				○	市営住宅の一時提供	新型コロナウイルスの影響により解雇され、社宅や寮（借上げ住宅や住宅手当対象の民間賃貸住宅居住者を含む）からの退去を余儀なくされた方を対象に、一時的に（原則6か月）市営住宅を提供します。	電話にて入居のご相談を受け付けます。	都市整備局市営住宅管理課 TEL：022-214-8331、8387
32				○	生活困窮者自立支援制度による生活・就労支援	生活に困窮している方の相談にワンストップで対応する「仙台市生活自立・仕事相談センター『わんすてっぷ』」を開設しています。 生活面の相談や仕事探しなど、一人一人に合った支援プランを一緒に考え、課題の解決を目指します。どこに相談したらよいかわからない場合など、生活に困ったときは、まずご相談ください。	事前予約の上面談。 詳しくは、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」へお問い合わせください。	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」 TEL：022-395-8865 FAX：022-395-6268 メール：info-cw@personal-support.org （土日祝日・年末年始を除く 9：00～18：00）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
33	生活支援			○	住居確保給付金	離職・廃業またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として住居確保給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保の支援を行います。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所の生活保護担当課へお問い合わせください。	各区役所保護課・宮城総合支所管理課 (最終ページ下部の連絡先参照)
34				○	生活保護	家計を支えていた人が亡くなったり、何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合に、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、一日でも早くご自身で生活を支えられるように支援します。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所の生活保護担当課へお問い合わせください。	各区役所保護課・宮城総合支所管理課 (最終ページ下部の連絡先参照)
35				○	高齢者の健康維持	市ホームページに、外出自粛による生活不活発を予防するための健康維持の工夫や体操のリーフレット・動画を掲載しています。	市ホームページよりご覧いただけます。 健康維持の工夫について⇒ https://www.city.sendai.jp/kaigo-suishin/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/covid-kaigoyobou.html 体操のリーフレット・動画について⇒ https://www.city.sendai.jp/kaigo-suishin/kurashi/kenkotofukushi/korenokata/kaigoyobo/shiryo/taiso.html 詳しくは担当課へお問い合わせください。	健康福祉局地域包括ケア推進課 TEL : 022-214-8317
36				○	定期予防接種の特例制度	新型コロナウイルスの影響により、定期予防接種を決められた接種時期に受けることができなかった方について、接種時期を過ぎて接種した場合でも、特例的に定期予防接種として取り扱い、接種費用の補助などを行います。	詳しくは、感染症対策室もしくはお住まいの区の区役所・総合支所の予防接種担当課へお問い合わせください。	・健康福祉局感染症対策室 TEL : 022-214-8452 ・各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
37				○	就学援助制度	市立小・中学校及び仙台青陵中等教育学校（前期課程）に通学している児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学にお困りの方を援助します。 ※ 仙台市に住所を有し、国立、県立又は他市町村立小・中学校に通学している場合は、教育委員会学事課へご相談ください。 【対象】 年間総収入額等が基準額以下の世帯、児童扶養手当を受給している世帯、生活保護が停止・廃止された世帯など ※新型コロナウイルスの影響により収入が減少し基準額以下の場合も対象となります。	詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。	教育局学事課 TEL : 022-214-8861

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
38	生活支援				高等教育の修学支援新制度	住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生を対象に、授業料・入学金の免除、減額及び給付型奨学金の支給を受けられる支援を行います。収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。 また、貸与型奨学金（無利子・有利子）を借りている方でも、新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります。 【家計急変】 通常、毎年春及び秋に奨学生の募集を行います。新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、要件を満たすことが確認されれば、随時奨学金の給付や授業料等の減免が受けられます。	年2回春と秋に、在学中の大学等を通じて日本学生支援機構にお申し込みください。家計急変の場合は、その事由が発生したときから3か月以内のなるべく早い時期に、在学している学校に事前相談を行ってください。 このとき併せて、在学中の大学等に授業料等減免の申し込みを行います。その受付期間は学校によって異なります。 ※給付奨学金の対象校として国または自治体の確認を受けた大学等に在籍している方が対象です。 詳しくは、在学している大学・専門学校等の窓口又は日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：文部科学省ホームページ 「大学生の皆さんへ 学びたい気持ちを応援します」 https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html 日本学生支援機構ホームページ 「奨学金の制度（給付型）」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html 「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuh/en/coronavirus.html
39					学生等の学びを継続するための緊急給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するために、学生1人あたり10万円を支給します。 【対象者】 国公立大学（※大学院を含む）・短大・高専・専修学校専門課程・法務省告示に指定される日本語教育機関（※留学生を含む）学生で、下記①～③のいずれかに該当する学生 ①「高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）」の利用者 ②下記ア～オの要件を満たす者として大学等が推薦する者 ア 原則として自宅外で生活していること イ 家庭から多額の仕送りを受けていないこと ウ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと エ 新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けていること オ 第一種奨学金（無利子奨学金）等の既存の精度を利用していること又は利用を予定していること ③上記②を考慮した上で、経済的理由により大学等での就学の継続が困難であると大学等が必要性を認め推薦する者	詳しくは、在学している大学・専門学校等の窓口へお問い合わせください。	日本学生支援機構ホームページ 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」創設について https://www.jasso.go.jp/news/kinkyuukyufu_211220.html 文部科学省ホームページ 「学生等の学びを継続するための緊急給付金（令和3年度）」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00002.html

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
40	生活支援				緊急採用・応急採用（第一種奨学金・第二種奨学金）	現在の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病氣、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等または学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、一定の要件のもと奨学金の貸与を受けられます。 ※「短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校」に在学中の方が対象です。予約採用は本制度の対象外となりますので、現在高等学校に在学中の方は、緊急採用・応急採用に申し込むことはできません。	詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「緊急採用・応急採用」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html
41					奨学金の減額返還	災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方で、一定の要件に該当し、当初約束した分割納付の額を減額すれば返還可能である方を対象に、申請により毎月の返還額が減額されます。 1回の願出につき適用期間は12か月で、最長15年（180か月）まで延長可能です。	日本学生支援機構への申請が必要です。 詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「減額返還」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/genkaku/index.html
42					奨学金の返還期限猶予	災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合は、返還期限の猶予を受けることができます。 審査により承認された期間については返還の必要がありません。適用期間後に返還が再開され、それに応じて返還終了年月も延期されます。	日本学生支援機構への申請が必要です。 詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「返還期限猶予」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yyo/index.html
43	公共料金				水道料金・下水道使用料の支払い猶予	新型コロナウイルスの影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方の支払い猶予など、納入に関するご相談に応じています。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	・青葉区・泉区でご利用の方 水道局北料金センター TEL：022-371-8830 ・宮城野区・若林区・太白区でご利用の方 水道局南料金センター TEL：022-304-0023 ・井戸水や公設浄化槽をご利用の方 建設局業務課 TEL：022-214-8337
44					ガス料金の支払い相談	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的にガス料金の支払いが困難となっている方のご相談に応じます。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	ガス局お客さまセンター TEL：0800-800-8977 （月曜日～金曜日 8：30～17：00）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
45	税金			○	市税の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった等の事情で、市税を納期限までに納めることが困難な方は、納税の猶予（換価の猶予、徴収の猶予）が認められる場合があります。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	○財政局北徴収課 ・青葉区にお住まいの方 TEL：022-214-8152 ・泉区にお住まいの方 TEL：022-214-5027 ○財政局南徴収課 ・宮城野区、若林区にお住まいの方 TEL：022-214-8153 ・太白区にお住まいの方 TEL：022-214-8154 ○財政局徴収対策課 ・仙台市外にお住まいの方 TEL：022-214-8661
46				○	個人市県民税の減免	新型コロナウイルスの影響等により所得が激減した方で、以下の要件をいずれも満たす方は、個人市県民税の減免を受けられる場合があります。 ・合計所得金額が600万円以下であること ・所得が前年に比べて7割以下となっていること ・生活が著しく困難であること	納期限までの申請が必要です。詳しくは担当部署へお問い合わせください。	○財政局市民税課 ・青葉区・泉区にお住まいの方 TEL：022-214-8637 ・宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方 TEL：022-214-8638
47		○			国税の納税猶予	新型コロナウイルスの影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税の猶予を受けられる場合があります。 ※新型コロナ特法の成立・施行により創設された「特例猶予」は、申請期限である令和3年2月1日をもって終了しました。 ※ただし、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税で、その納期限までに申請書を提出できなかったやむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請が可能です。	詳しくは、居住地を管轄する税務署（徴収担当）へお問い合わせください。	・青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区にお住まいの方 仙台北税務署 TEL：022-222-8121 ・青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区にお住まいの方 仙台中税務署 TEL：022-783-7831 ・太白区にお住まいの方 仙台南税務署 TEL：022-306-8001 ※北税務署と中税務署の管轄区域については、下記URLよりご確認ください。 https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/location/besshi/sendai.htm#aoba2

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
48	税金		○		県税の納税猶予	新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方は、申請により、県税の徴収猶予を受けられる場合があります。 ※地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の成立・施行により創設された新型コロナウイルス感染症に係る「徴収の猶予制度の特例」は、申請期限である令和3年2月1日をもって終了しました。 ※納期限までに申請できなかったやむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請が可能です。 ※特例の要件を満たさない場合でも、現行の猶予制度を利用できる場合があります。	詳しくは、居住地を管轄する県税事務所へお問い合わせください。	・青葉区、宮城野区の一部及び若林区にお住まいの方 仙台中央県税事務所 TEL：022-715-0624 ・青葉区、宮城野区の一部（仙台中央県税事務所の管轄区域を除く）及び泉区にお住まいの方 仙台北県税事務所 TEL：022-275-9120 ・太白区にお住まいの方 仙台南県税事務所 TEL：022-248-2963 ※中央県税事務所、北県税事務所の管轄区域については下記URLよりご確認ください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-tkenzei/kankatu.html
49	社会保障			○	国民健康保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和2年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和3年4月から令和4年3月までに納期限が到来する令和2年度分と令和3年度分の保険料が減免になります。	市ホームページから印刷した申請書（または保険料決定通知書に同封の申請書）に記入のうえ、添付書類と一緒に住まいの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
50				○	後期高齢者医療保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和2年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和3年4月から令和4年3月までに納期限が到来する令和2年度分と令和3年度分の保険料が減免になります。	市ホームページから印刷した申請書に記入のうえ、添付書類と一緒に住まいの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
51				○	介護保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和3年中の収入見込みと令和2年中の収入を比べて3割以上の減少等）が見込まれる場合において、令和3年4月から令和4年3月までに納期限が到来する令和2年度分と令和3年度分の保険料が減免になります。	お住まいの区の区役所・総合支所の介護保険担当課へお問い合わせください。	各区役所介護保険課・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
52	社会保障		○		国民年金保険料の免除・納付猶予	収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが困難な場合に、保険料の免除、納付猶予を受けることができる場合があります。	ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。 個人のお客様の相談は、全国どこの年金事務所でも受け付けています。	・ねんきん加入者ダイヤル TEL：0570-003-004 (平日 8：30～19：00、第2土曜日 9：30～16：00) ・仙台北年金事務所 TEL：022-224-0891 ・仙台東年金事務所 TEL：022-257-6111 ・仙台南年金事務所 TEL：022-246-5111 平日 8：30～17：15 (時間延長、週末相談あり) 時間延長：週初の開所日 17：15～19：00 週末相談：第2土曜日 9：30～16：00
53				○	国民健康保険傷病手当金	国民健康保険の被保険者のうち、被用者（雇用されている方。賃金を受け取って労働に従事する方。）で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、療養のため一定期間仕事をお休みしたことにより給与等が支払われなかった方等を対象として、傷病手当金を支給します。 支給開始日（療養のため労務に服することができなくなった日から4日目）が令和4年3月31日までのものが対象となります。	市ホームページから申請書を印刷、記入のうえ、添付書類と一緒に住みの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
54				○	後期高齢者医療傷病手当金	後期高齢者医療の被保険者のうち、被用者（雇用されている方。賃金を受け取って労働に従事する方。）で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、療養のため一定期間仕事をお休みしたことにより給与等が支払われなかった方等を対象として、傷病手当金を支給します。 支給開始日（療養のため労務に服することができなくなった日から4日目）が令和4年3月31日までのものが対象となります。	市ホームページから申請書を印刷、記入のうえ、添付書類と一緒に住みの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
55				○	要介護認定期間の合算	一定の要件に当てはまる方を対象に要介護（要支援）認定の有効期間を6か月合算します。	お住まいの区の区役所・総合支所の介護保険担当課へお問い合わせください。	各区役所介護保険課・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
56				○	障害支援区分認定有効期間の延長	一定の要件に当てはまる方を対象に障害支援区分認定の有効期間を6か月延長します。	お住まいの区の区役所・総合支所の障害高齢担当課へお問い合わせください。	各区役所障害高齢課・宮城総合支所障害高齢課 (最終ページ下部の連絡先参照)
57	家庭学習支援			○	おうちでチャレンジ・ラボ 中学生向け理科学習動画 小学生向け理科学習動画	ご家庭でも簡単にできる実験・科学工作の紹介動画、小学生及び中学生向け家庭学習支援動画をYouTubeで公開しています。	仙台市科学館ホームページよりご覧いただけます。 http://www.kagakukan.sendai-c.ed.jp/	仙台市科学館 TEL：022-276-2201

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
58	家庭学習支援			○	子どもの家庭学習（食育）支援	家庭での学習支援、食育の一環として、お子様ひとりでも安全・簡単に調理ができる「子どもが作るレシピ」及び「キッチンで自由研究」をガス局ホームページで公開しています。	ガス局ホームページよりご覧いただけます。 子どもが作るレシピ⇒ https://www.gas.city.sendai.jp/family/recipe/cat1/index.php キッチンで自由研究⇒ https://www.gas.city.sendai.jp/family/recipe/ziyu/index.php	ガス局お客さまセンター TEL：0800-800-8977 （月曜日～土曜日 8：30～17：00）
59	子育て支援			○	妊婦の方に向けた情報提供	新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱えている妊娠中の方などに向けた情報を集約し、市ホームページに掲載しています。	市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kodomo-hoken/202004_ninpu_coronataisaku.html 詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。	各区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
60			○	○	新型コロナウイルスの感染拡大で不安を抱える妊産婦の電話相談窓口	新型コロナウイルスの感染拡大により、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦の電話相談窓口を設置し、助産師が相談をお受けしています。 【対象者】 宮城県内在住の妊産婦及び宮城県内で里帰り分娩する妊産婦等	詳しくは相談窓口へお問い合わせください。	新型コロナウイルスの感染拡大で不安を抱える妊産婦の電話相談窓口 TEL：090-1060-2232 （月曜日・水曜日・金曜日 13:00～19:00（祝休日・年末年始除く）、令和4年3月31日まで）
61			○		不安を抱える妊婦の方への出産前新型コロナウイルス検査	新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱える妊婦の方は、希望に応じて新型コロナウイルスの検査を無料で受けることができます。 【対象者】 宮城県内の分娩取扱施設で出産を予定している妊婦の方 ※里帰り分娩などのために宮城県内の分娩取扱施設で出産を予定している妊婦の方も対象となります。 ※検査を受ける週数は妊娠36週から38週頃を目安とします。 【実施期間】 令和4年3月31日まで 【手続き】 (1) 出産前新型コロナウイルス検査を希望していることを、宮城県内の出産を予定している分娩取扱施設の主治医に伝え、検査について説明を受けます。 (2) 検査の申し込みと予約を行います。	出産を予定している宮城県内の分娩取扱施設の産科主治医にご相談ください。 市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kodomo-hoken/ninpu_pcr.html	子供未来局子供保健福祉課 TEL：022-214-8189

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
62	子育て支援	○			不妊に悩む方への特定治療支援に係る年齢要件の緩和	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定の不妊治療に要する費用の一部助成について、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、要件を緩和します（令和3年度の経過措置）。 令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合の時限的な年齢要件の緩和 【対象者】 令和2年3月31日時点で法律上の婚姻をしている夫婦であり、夫婦の前年の所得の合計が730万円未満である場合、下記の通り取り扱われます。 ①令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の方：初回治療開始時の妻の年齢を「43歳未満」から「44歳未満」へ引き上げます。 ②令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の方：初回治療開始時の妻の年齢を「40歳未満」から「41歳未満」へ引き上げます。（通算6回まで助成が可能です） ※国で準備を進めております令和4年4月からの不妊治療の保険適用の実施にともない、本市における当該事業の内容についても変更となる場合があります。令和4年度以降の事業内容につきましては、国から正式な通知が届きましたら仙台市ホームページ等でお知らせいたします。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。	各区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
63	子育て支援			○	仙台市母子・父子家庭医療費助成 新型コロナウイルス感染症による 特例措置	所得制限により令和3年10月1日以降の母子・父子家庭医療費助成を受給していないひとり親世帯のうち、下記の支給要件①、②のいずれにも該当する世帯について、申請により母子・父子家庭医療費助成の受給対象とします。 【支給要件】 ①令和3年10月1日以降において18歳になった年の年度末までの児童を扶養する、仙台市に住所があるひとり親の方で、各種健康保険組合に加入している方 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少したことにより、令和3年1月以降の収入が、母子・父子家庭医療費助成を受けている方と同じ水準となっているひとり親の方 ※扶養義務者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した場合も対象となります。 ※受給者および扶養義務者全員の収入が、母子・父子家庭医療費助成を受給している方と同じ水準となっている方が対象となります。 【助成期間】 令和3年10月1日～令和4年9月30日 ※令和3年10月1日以降に支給要件①に該当することになった場合は、助成期間は該当日からになります。 (30日過ぎて申請された場合は、原則として申請された月の1日から) ※令和4年9月30日以前に、婚姻等によりひとり親世帯でなくなった場合や市外転出した場合など、母子・父子家庭医療費助成の支給要件を満たさなくなったときは、受給資格喪失となります。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。 なお、申請書の様式等については、市ホームページに掲載しています。 申請書の提出先は、お住まいの区の区役所・総合支所です。 市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hitorioya/shiense/iryo.html	各区役所保育給付課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援メニュー

令和4年 1月 28日現在

	分野	実施主体			項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
		国	県	市				
64	子育て支援			○	仙台市子ども医療助成新型コロナウイルス感染症による特例措置 【支給要件】 ① 対象児童の年齢が令和3年度末時点で15歳以下であり、仙台市に住所がある。 ② 対象児童が健康保険（社会保険、国保組合、国民健康保険等）に加入している。 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、対象児童の保護者（父及び母または養育者）いずれかの収入が減少し、保護者それぞれの令和3年1月以降の収入が、住民税非課税相当収入限度額以下となっている。 ④ 保護者それぞれについて、申請月以降の3か月分の収入が、子ども医療費助成における収入限度額未満となっている。 ※特例措置の対象に認定された方には、申請月から3か月経過後に確認の書類を提出していただきます。審査の結果、④の支給要件を満たさない場合や、必要書類の提出がない場合は、特例措置が遡って取り消しになります。 【助成期間】 令和3年10月1日～令和4年9月30日 ※令和4年9月30日以前に、市外転出した場合など、子ども医療費助成の支給要件を満たさなくなったときは、その時点から助成対象とはなりません。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。 なお、申請書の様式等については、市ホームページに掲載しています。 申請書の提出先は、お住まいの区の区役所・総合支所です。 市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kate/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/teate/jose.html	各区役所保育給付課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）	

※各区役所・総合支所代表電話番号一覧

区役所・総合支所にお問い合わせの場合は、	下記までご連絡ください。
青葉区役所	022-225-7211（代表）
宮城総合支所	022-392-2111（代表）
宮城野区役所	022-291-2111（代表）
若林区役所	022-282-1111（代表）
	太白区役所 022-247-1111（代表）
	秋保総合支所 022-399-2111（代表）
	泉区役所 022-372-3111（代表）